

史料探訪 財団法人秋月郷土館（福岡県朝倉市秋月野鳥五三二の二）

佐藤 宏之

二〇〇七年八月二二～二六日、書物・出版研究の調査のため、九州に滞在した。

二三日は、福岡県朝倉市にある秋月郷土館へ調査に向かう。前日の大雨の影響で、博多発の電車で遅れが出たものの、若尾政希、小川和也、小田真裕、小関悠一郎、綱川歩美、佐藤の六名は無事に到着する。

秋月郷土館は、藩の重臣戸波家の屋敷と藩校「稽古館」の跡地を利用して建てられていた。「長屋門」をくぐると、正面に葺葺きの「旧家屋」、右手に土蔵二棟の「歴史資料館」、前庭を挟んで近代的な建物の「郷土美術館」が建っていた。

秋月藩は、元和九年（一六三三）、福岡藩初代藩主黒田長政の没後、その三男長興が父の遺領のうち高五万石を

分与されて秋月に居住し、四男高政の東蓮寺（直方）藩四万石とともに福岡藩の支藩として成立したことに始まる。秋月藩主は、初代の黒田長興以降、長重・長軌・長貞・長邦・長恵（のがよし）・長堅・長舒（ながのぶ）・長韶（ながつぐ）・長元・長義とつづき、一二代長徳のときに明治維新を迎えた。

同藩関係の史料は、今回わたしたちが訪れた秋月郷土館のほかに、九州大学附属図書館付設記録資料館九州文化史料部門（九州文化史研究所）に「秋月黒田家文書」として分蔵されている。秋月藩の藩校や旧藩主黒田家の蔵書は、今井源衛・中野三敏・岡村繁・丸山雍成編『秋月郷土館蔵書分類総目録』（文献出版、一九八二年）として刊行されており、藩政史料を中心とした「秋月黒田家文書」は、九州大学所蔵分と秋月郷土館所蔵分を一括し

て『九州文化史研究所所蔵古文書目録』第九号（一九七一年）にまとめられている。とくに後者は「九州大学デジタル・アーカイブ」の「記録史料目録検索データベース」(<http://record.museum.kyushu-u.ac.jp/search/index.html>)において検索が可能となっている。

さて、わたしたちは、「旧家屋」に案内され、そこで作業を行うことになった。お目当ては、当館所蔵の蔵書であり、わたしも御多分に洩れず「御家騒動物」の調査を進めた。昼食にあっさりとした醤油味の「秋月ラーメン」を堪能し、午後も作業を進めていると、

「展示室の史料を見たか！」

と、小川さんが駆け込んできた。どうやら越後騒動の小栗美作に関わる史料が展示されているというのだ。後ろから、

「あーっ」

という小田さんの声が聞える。

「気がついてたってこと？」

なんだか複雑な気持ちのまま、作業を途中で止め、小川さんとともに歴史資料館へと向かった。すると、展示ケース内のキャプションに「小栗美作……」の文字が見

え、史料の題簽には「備後御往来記」とあった。しかし、最近「御家騒動物」ばかりに注目していたため、すぐにこの史料になにが書いてあるのか、想像することができなかった。しばらくたって、この秋月藩二代藩主黒田長重が、五代將軍徳川綱吉による越後騒動の親裁によって配流となった松平綱国（越後高田藩主松平光長嫡子）を備後国福山まで護送した人物であることに気がついた。ただちに事務室へと向かい、渡辺俊二さん（事務長代理）に展示ケースを開けていただき、史料の閲覧をさせていただくことになった。

#### 一 「備後御往来記」とはなにか

『備後御往来記』（全三冊）は、「延宝九年松平三河殿水野美作守殿御預ヶ海陸同道二付諸事覚書」の内題をもつ。延宝九年（一六八一）六月二十六日、堀田正俊から登城の旨が記された奉書が黒田家に到来したという記事に始まり、八月二八日、松平綱国を無事に備後国福山まで送り届けたことを江戸帰着後に登城して報告したという記事までが記されている。

この史料は、『九州文化史研究所所蔵古文書目録』第九

号の「一、江戸時代史料／4日記・記録」に秋月郷土館所蔵分「長重公備後御往来記（六二九）」（三一頁）として記されていた。今回の調査にあたり、『秋月郷土館蔵書分類目録』にしか目を通していなかったわたしにとつて、この史料の発見は（正確には「発見していた」だが）足で見つけた史料といえる。仮に『秋月郷土館蔵書分類目録』に収められていたとしても、この表題から越後騒動に関わる史料だとは気がつかなかったであろう。日ごろの行いが良いからだろうか<sup>51</sup>。

この史料の書写奥書には、「享保七壬寅年仲秋望日写畢之 六十六歳正白／寛政元酉八月渡辺氏々致所望表紙等仕繕置／三之内 田代政章分」とある。享保七年（一七二二）秋に六六歳の「正白」が書写したものを、寛政元年（一七八九）八月に渡辺氏より田代政章が所望し、表紙などを繕ったことが知られる。しかし、この史料の伝来経路については、今後さらに追跡をしなければならぬ<sup>52</sup>。

それでは、「備後御往来記」とは一体どのような史料なのだろうか。秋月藩の年譜として「秋城御年譜<sup>53</sup>」が知られている。「秋城御年譜」は、初代藩主黒田長興が誕生し

た慶長一五年（一六一〇）から九代長詔が隠居する天保元年（一八三〇）までの約二二〇年間の秋月藩の事跡を記したもので、寛延元年（一七四八）までは長興・長重・長軌・長貞の各「御代之記<sup>54</sup>」を基本に、「御者頭記録」・「松崎記録」・「椎木記録」等の記録類から関係記事を追加し、それ以後は主に「御者頭記録」を中心に編纂したものである。著者の木付実任（要人、初八百之進、啓次郎）は、寛政一〇年木付実尹の三男として秋月に生まれた。木付家は、初代実親が秋月藩の分知にさいして切米三五石一五人扶持で長興に付けられたことに始まる家で、実親はその後給知に取り立てられて一五〇石となり、その子実久も度々加増を受けて三〇〇石に昇進した。しかし四代常直は幼少で家督を相続したため五〇石を召し上げられて二五〇石となり、以後代々二五〇石の馬廻組の家として幕末まで続いた。この馬廻組二五〇石という家柄は、秋月藩においては、上位二〇位以内にはいるかなりの高位の家柄であった<sup>55</sup>。成立年代は、「秋城御年譜」の記事が天保元年までであることや、「秋城御年譜」享保一二年二月に長貞が播磨灘で難船にあつたときの記事の最後に、「木付実任子供時聞し故記」という記事のあるこ

とから、木付実任が実名から実任に改めた天保元年九月以降であると推測されている。<sup>6)</sup>

その「秋城御年譜」天和元年（一六八一）六月二十六日の項には、越後騒動に関する記述が、つぎのように記されている。

天和元年辛酉 長重公御二拾三歳

一 六月廿六日長重公御用召之御奉書御到来、同日朝御登城候処、松平越後守様御不念之御仕置有之、御領地被召上、松平隠岐守様江御預二付、御嫡子三河守綱国公備後福山水野美作守様江御預被成候、福山迄御同道之儀被蒙仰、七月二日酒井修理大夫様々三河守様御請取、直二御同道江戸御発騎、八月三日福山御到着、参河守様水野様江御引渡、同夜直二御出立被遊御乗船、八月廿五日江戸江御帰着、廿六日御登城御目見之上太儀之段被為蒙上意

委細者備後往来記有之、略

六月二十六日、松平綱国が備後国福山藩主水野勝種へ御預けとなり、黒田長重に備後国福山まで同道するよう仰せ付けられた。七月二日に酒井忠直から綱国を受け取り、ただちに江戸を出立する。八月三日に福山に到着し、綱

国を水野家へと引き渡すと、その夜福山を出立し、八月二五日に江戸に到着、翌日江戸城へ登城とある。そして、その子細は、「備後往来記」があるので、略すと記されているのである。すなわち、天保期には「備後御往来記」が、松平綱国の福山までの護送の様子を詳細に記した史料として認識されていたことが知られる。

これまで松平綱国の御預けに関する史料として、「水野記」<sup>7)</sup>が知られていた。この史料は、備後福山藩主水野氏（元和五年（一六一九）〜元禄十一年（一六九八）の事蹟を記した「水野記」・「水野家記」・「水野勝成覚書」・「水野様御一代記」・「備之後州福山開基水野家略記」・「福山語伝記」などの名称で呼ばれる書物であり、現在かなり広く流布しており、I 水野勝成覚書、II 瑞源院本水野記、III 平井家本水野様御一代記、IV 福山語伝記の四つの系統に区分できる。水野氏は五代藩主勝岑が、元禄十一年（一六九八）わずか二歳で夭死したために、嗣子のないことを理由に改易に処せられた。勝成以来武勇を誇った水野氏も、かろうじて下総結城一万石（のち一万八〇〇石）に家名の存続を許された。改易とともに多くの家臣団は解体し、結城に再仕したり、領内にとどまって帰農した

少数のものを除いて、多くは四散した。主家の改易によつて、不遇な状態におかれた旧家臣のなかには、故君をしのぶために、その事蹟を記録し、あわせて自らの由緒の正しさを長く書き残そうとするものが現れ、「水野記」はこうした背景のなかで創られた書物であった。そのため、このような物語化された記録の使用にあつては、史料批判が必須であり、この「備後御往来記」によつて、それを補充することが可能となつたといえる。

それでは、この「備後御往来記」の内容を紹介するとともに、若干の考察を試みたい。

## 二 近世「大名預」と「備後御往来記」

江戸時代における「預」とは、未決囚もしくは犯罪者の身柄を公権力が私人に拘禁させることをいい、未決囚を牢獄に収容することを避けるための措置として行われた。近世武士社会において、大名や国事犯たる武士（御目見以上・五〇〇石以上）などを大名家に預けるという行為を「大名預」といった。<sup>8)</sup>

本稿で素材とする越後騒動においても、「大名預」が実行された。越後騒動とは、延宝七年（一六七九）く天和

元年（一六八一）に越後高田藩でおこつた家中騒動で、延宝七年正月、藩主松平光長の異母妹を妻とする小栗美作の子、大六を藩主とする陰謀が露顕したとして騒動が始まる。この継嗣問題は、光長の弟永見長頼の子万徳丸に決定したが、光長の弟永見大蔵を中心とした反美作派は納得せず、紛争が激化する。その結果、同年一〇月一九日、将軍家綱の「上意」により、永見大蔵以下五名の越前松平家一門大名預けが申し渡された（第一審）。これによつて騒動は一段落したが、幕府重職間の対立も絡んで長期化し、延宝九年正月に一門に預けられていた五人が江戸に召喚され、評定所での審議を繰り返したのち、同年六月二一日に将軍綱吉の御前公事をうけ、翌日美作父子の切腹、大蔵以下の遠島・配流、松平光長（越後高田藩）の改易など一連の処罰が決定する（第二審<sup>9)</sup>。第1表によると、第一審で永見大蔵は長門国萩藩、萩田主馬は出雲国松江藩、片山外記は伊予国宇和島藩、中根左衛門は越前国福井藩、渡辺九十郎は播磨国姫路藩にと大名親族集団への預けとなり、第二審で松平光長が伊予国松山藩、松平綱国が備後国福山藩、戸川主水は陸奥国八戸藩、萩田民部・久米之助は出雲国松江藩、本多八大

第 1 表

	氏名	配流先	史料
①	永見大藏	長門萩 毛利綱広	『延宝七年永見大藏御預之控』(山口県文書館所蔵)
	荻田主馬	出雲松江 松平綱近	
	片山外記	伊予宇和島 伊達宗利	『片山外記御預被 仰出覚』(『越後光長公御領没収之節御用控』宇和島伊達文化保存会所蔵) 『片山外記一卷』(宇和島伊達文化保存会所蔵)
	中根長左衛門	越前福井 松平綱昌	
	渡辺九十郎	播磨姫路 松平直矩	

②	松平光長	伊予松山 松平定直	
	松平綱国	備後福山 水野勝種	『水野記』(『広島県史』近世史料編 1、1973年・近世史料編 V、1979年) 『備後御往来記』(秋月郷土館所蔵)
	小栗美作	切腹 松平綱昌	『国事叢記』3(福井県立図書館・福井県郷土史懇談会共編『福井県郷土叢書』第7集、福井県郷土史懇談会、1961年)
	小栗大六	切腹 池田綱政	『天和元年小栗大六御預』(『吉備群書集成』吉備群書集成刊行会、1932年)
	永見大藏	八丈島	
	荻田主馬		
	岡嶋老岐	三宅島	
	本多七左衛門		
	小栗兵庫	大島	
	小栗十藏		
	安藤治左衛門		
	一音		
	戸川主水(美作異父兄)	陸奥八戸 南部直政	
	片山外記	豊後臼杵 稲葉景通	
	中根長左衛門	備中松山 水谷勝宗	
	渡辺九十郎	日向飢肥 伊東祐実	
	荻田民部(荻田主馬嫡子)	出雲松江 松平綱近	
	荻田久米之助(荻田主馬二男)		
	本多八太夫(本多七左衛門嫡子)	備後三次 浅野長照	
	本多小膳(本多七左衛門二男)	摂津三田 九鬼隆律	
	小栗帯刀・大太郎・伊八郎(小栗兵庫長男～三男)	陸奥仙台 伊達綱村	『伊達治家記録』第9卷(宝文堂、1977年)
	小栗岡之介・八之介・六十郎・小三郎(小栗兵庫四男～七男)	肥後熊本 細川綱利	『小栗兵庫子息四人御預覚書』(東京大学史料編纂所所蔵)
	小栗三之介・重三郎(小栗十藏子息)	陸奥盛岡 南部重信	
	安藤二郎兵衛(安藤治左衛門男子)	但馬豊岡 京極高住	
	本多不伯(小栗美作異父兄)	陸奥三春 秋田輝季	
	林内藏助・小栗右衛門・安藤平六・本多監物・本多源太左衛門(監物嫡子)・本多伊織(不伯嫡子)・野本右近・渥美久兵衛・片山主水・片山式部(主水嫡子)	追放	

夫は備後国三次藩、本多小膳は摂津国三田藩、小栗兵庫の長男、三男は肥後国熊本藩、四男、七男は陸奥国仙台藩、小栗十蔵の子息は陸奥国盛岡藩、安藤二郎兵衛は但馬国豊岡藩、本多不伯は陸奥国三春藩へ預けとなり、片山は再び豊後国臼杵藩、中根も備中国松山藩、渡辺も日向国飫肥藩へ預け替えとなった。以上の「大名預」のうち、関係史料を現在確認できるのは、第一審の永見大蔵、片山外記の事例と、第二審の松平綱国、小栗美作、小栗大六、小栗兵庫の長男、三男、四男、七男の事例になる。

このような「大名預」に関する史料は、預け先である大名家がまとめたものが主であり、預け人をどのように預かり、管理するかという視角でまとめられている。

「延宝七年永見大蔵御預之控」（山口県文書館所蔵）によれば、永見大蔵の預け先である毛利家は、道中あるいは国元における大蔵の扱いについて、幕府へ伺書を提出し、①国元への道中の乗物、②道中添遣す人数、③大蔵の刀・脇差、家来の刀・脇差の扱い、④箱根・今切関所を通行するさいの手形、⑤天候不順によって大坂に滞留するさいの町奉行への届け出、⑥国元における居所、その普請、⑦居所に付け置く番人、⑧家来の門外への指し

だし、⑨国元における大蔵の扶持、⑩大蔵および家来の宗門改、⑪親類からの書状の扱い、入用の道具の越後からの取り寄せなど、こと細かく指示を受けていることが知られる。また、預け人の恣意が認められた随行する家来の選定に関しても、大目付を通して老中の許可を受けるといふ幕府側の最終判断が必要とされた。あるとき、預け先において大蔵と随行した家来森吉兵衛の主従不和が問題となった。<sup>10)</sup>大蔵は小姓の濱口源二郎に「目を懸被申候」ており、「延宝八年之度時分難儀二煩申候二付、為心添側二昼夜付居申候」と、源二郎が病のさい、昼夜側につきそっていたことが知られる。これに対し、吉兵衛は「嫉妬之心有之」て、大蔵の呼び寄せに対して「愛慕之心入毛頭無之」と申し開いた。そのため吉兵衛は「大蔵殿用事等も不被申付」、「奉公難仕様二相成」った。湯浅源兵衛は、「大蔵殿手打なと二被任候而八公儀之御首尾如何敷間、吉兵衛江者晦を遣被申、替之者從越後呼寄せ候様二八相成間敷候哉」と、吉兵衛に晦を出し、代わりの者を越後から呼び寄せようと画策する。一方、吉兵衛からも「只今之分二候而者奉公難成候而晦申談度候」と源兵衛へ書付が渡される。このことが国許から老中へ伝

えられ、「大事之儀」ゆえ、「自然此已後様子茂有之候時者、御預ケ人之儀御座候間如何敷被存候、無別条吉兵衛被指返二而、人替等呼候而ハ如何可有御座候哉与為御内意如此御座候」との口上が国元へ伝達される。大蔵に随行した家来羽田只八が死去したさいも、その死骸の取り扱いについて、月番老中堀田正俊へ「作舞之儀如何可申付哉之事」と相談し、「病死無紛之由候へハ、檢使二不及候而、死骸之作舞可被仰付候」と、病死であることがあきらかであるので、檢死役人の派遣におよばないとの指示を受けている。<sup>11)</sup>

また、「天和元年小栗大六御預<sup>12)</sup>」によれば、小栗大六を預かった岡山池田家は、大六が病気であつたため、「大六病氣に付、御醫師衆仰付られ候、但し伊豫守方より御醫者衆へ申遣べきか。乗物錠おろし綱懸、懐中の鼻紙袋等改申べきや」と、宮城監物へ尋ねると、「醫者も公儀より仰付けられまじ、御手醫者の薬用ひられ然るべし。乗物錠・綱の事は尤に候、念入たるが能」と、医師も幕府が仰せ付けるとの指図があつた。さらに、①居所、②小刀・剃刀・毛抜き・楊枝・きせる・扇子などの扱い、③病気について、④近所の火事のさいについて、⑤評定所

への召出しについて、⑥そのさいの供廻りについて、老中より指図を受けている。

このように「大名預」は、幕府という公権力による管理・規制が強く、国家役としての性格を有していたのである。

しかし、「大名預」は単に幕府によるタテの支配型秩序の現われというだけではなかつた。

宇和島伊達家は、片山外記の扱いについて、つぎのような伺いを幕府へたてている。

#### 覚

一、片山外記儀在所宇和嶋江遣可申哉、勝手次第何時成共遣可申哉之事

一、先年陸奥守家来兩人御預ケ被成にて在所二差置申候、此度外記儀付右陸奥守家来御預ケ之格二諸事可仕候哉、以上

十月廿三日 伊達遠江守

右之趣御口上申上御書付入御披見申候、御逢被遊御直二御返事御使者被下、片山外記御在所へ可被遊之儀被仰下候、何時成共御勝手次第可被遣候、且又先年之陸奥守殿御家来御預ケ被成候格二可被成哉之

儀、其趣被遊可然候、併松平大膳殿・同大和守殿、  
 同出羽守殿御同前之儀御座候、殊御一門間之事二候、  
 間被仰合、万端一用二被遊可然存候由、<sup>(13)</sup>

この史料の波線部によると、毛利綱広、松平直矩、松平綱近にも同様に預け人があり、この「大名預」は「一門間之事」であることから、「万端一用二被遊」ようにという「一門」意識を垣間見ることができると。すなわち、同じく家臣を預けられる大名のなかで、預け人への対応に差が生じないよう、互いの動向を意識しているのである。第2表は「片山外記御預被 仰出覚」、「片山外記一卷」の記載をもとに、渡辺九十郎・荻田主馬の扱いかたを比較したものである。これによると、

第2表

項目	先例 (陸奥守家来)	片山外記	渡辺九十郎	荻田主馬
居所	塀間	塀間	しまり能所	〇
刀脇差	渡可申候	—	指免可然事	〇
道中差添え人数	物頭1人・侍2人・足軽15人	物頭1人・侍2人・足軽10人	物頭1人・侍2人・足軽10人	〇
扶持	5人扶持	7人扶持	5人扶持程	〇
道中の乗物	錠乗物	乗物	勝手次第	〇
一類中よりの書状	停止	停止	先可為無用事	〇
諸道具	—	—	能相攻可被相渡事	〇
居所番人	—	番所口か所・足軽	番所口・足・足軽斗	—
家来の刀脇差	渡可申候	—	指免可然事	—
家来の外出	門外不通	—	先可為無用事	—
箱根・今切所の手形	—	—	此方より可申遣事	—
空門改	—	—	—	〇
大坂逗留のさいの届出	—	—	—	—

注 先例 (陸奥守家来) ・片山外記・渡辺九十郎・荻田主馬は「片山外記御預被 仰出覚」(『越後光長公御願取之節御用控』宇和島伊達文化保存会所蔵) および「片山外記一卷」(宇和島伊達文化保存会所蔵) により作成。

荻田主馬は記載の有無を示す。  
 「—」は記載なしを示す。

他の親族大名が預けられた家臣とほぼ同様の扱いをしていることが確認される。

また、史料の傍線部によると、寛文一二年(一六七二)四月六日に伊達陸奥守綱村の家来が宇和島藩へ預<sup>(14)</sup>となつたさいの先例を確認していることが知られる。その先例を基準として、「扶持方之儀ハ、御預陸奥守様衆五人扶持、是ハ下一人也、外記ハ下兩人故五人扶持二而ハ不足二も可在之哉、被加了簡候様与御国申遣候処、七人扶持遣置之<sup>(15)</sup>」と、陸奥守の家来は下人一人で五人扶持であったので、下人二人である外記の場合は七人扶持にすることが決められている。

毛利家もまた、寛文一〇年五月二五日、「甲府の家老職となるのとき、おもき仰をうけながらこれを忘却し、そのれが權威に誇り、かの卿を軽じ我意にまかせて庶事をはからふのよし高聴に達し、速に重科に処せらるべしといへども、かの卿より強て申請せたまふにより、死刑一等を宥められて<sup>(16)</sup>」という理由から、毛利家に預けられた甲府徳川家家老島田淡路守時郷(三〇〇〇石)<sup>(17)</sup>の先例を確認し、「其格二相心得可申哉と此間御老中江被得御内意候処二、長門へハ相違之儀も可有之候ても、大概者淡路

同前之心得可様と就被仰出候<sup>(18)</sup>と、島田時郷と永見大蔵とでは格に違いがあるが、大概は島田と同様に扱うよう申し渡ししている(第3表)。

さらに、小栗大六を預かることとなった岡山池田家では、延宝九年(一六八二)五月九日夜、家老池田大学が大野十兵衛を呼び出し、「明朝御預人あるよし、如何様なる人とも知れず、諸事御不案内なり。先年松平土佐侯へ加々爪甲斐殿御預ありし故、其趣にならばせ、御執捻あるべければ早々土州侯役人中へまゐり、具に承届帰るべし」と、預人に対する諸事が不案内なので、先年加々爪甲斐(直澄)を預けられた松平(山内)土佐守(豊昌)のところへ参り、その方法を承るよう伝える。しかし、この

第3表

項目	先例(島田淡路)	永見大蔵
居所	居城惣曲輪之内しまり能所・大膳殿家来にて五百石、三石通り之者居候住所程ニ普請	しまり能所
刀脇差	被相渡間敷候	於国元可被差免
道中差添え人数	徒4人・足輕2人・騎馬5人・医師1人・外科1人	物頭2人・侍4人・足輕20人
扶持	30人扶持	20人扶持
道中の乗物	—	勝手次第
一類中よりの書状	内見之上替儀無之候ハ、相届可被申候	可為無用事
諸道具	—	能相改可被相渡事
居所番人	番所・門番2か所	番所1か所・足輕斗
家来の刀脇差	—	道中より可被差免
家来の外出	門外不通	先可為無用事
箱篋・今切閑所の手形	此方より被遣候事	不及手形事
宗門改	無及僉議候	可為無用事
大坂逗留のさいの届出	彩坂老岐守方江無遠慮指図候様ニ可申遣	不及御候事

注 先例(島田淡路)は「島田淡路御預一件」(山口県文書館所蔵)、永見大蔵は「延宝七年永見大蔵殿御預之控」(山口県文書館所蔵)より作成。

「—」は記載なしを示す。

大野は「此節諸大名方へ御預人多ければ、萬一御當家へも其事あらんとも計がたく、諸々の様子も粗承候」と、万々に備え諸大名から預人に対する情報をあらかじめ収集していたと申し述べる。とくに昨年冬から越後松平家老本多七左衛門を預けられた松平若狭守(直明)に勤仕する弟三郎右衛門に委細を尋ね、「其趣を以て増減の御了簡候はんかと、いらぬ事とは存ながら、御座敷圍様・浴室・廁・其外侍・歩行・足輕の番所等まで、それがしかねて積り置候」と、情報を収集し、それにしたがって準備を行った(第4表)。

そして幕府老中も、「外の衆へ御預けの衆、評定所へ召連候様子御聞合、用心さへ能御座候て、餘人多々警固被遣候には及申間敷候<sup>(20)</sup>」と、他の大名への預け人が評定所へ召し出されたさいに様子を聞き合ひ、用心さえよくすれば、あまり警固人を多くすることはないとの指示を出している。

これらの事例であきらかなように、大名同士のヨコのつながりによつても、「大名預」の秩序が構成されているのである。とくに預け人への対応にさいして、「御一門間之事二候間被仰合、万端一用二被遊可然存候」と、他の

第4表

項目	小栗大六
居所	西座敷廊下の下座敷一間、三方板圍、北椽側より湯殿・刷新に取付、北坪の内地震の為に、天井の如く中竹を人の通らぬ程にひとと打、二の間を待番所、其次間を徒士番所とし、座敷三方を竹にて虎落を結廻し、此外部に足輕番所小屋懸る
乗物	内の方窓を板を打付、戸口一方は釘付、一方は外より錠おるす様にし、紺細引の網にて乗物の外をつむむ
次の間	臺子仕懸け置
侍番の次第	十六人組四番にて、一番四人づゝ晝夜二時替り、袴不着、刀・脇指歩行番所の脇に置
歩行番の次第	二十人組四番にし、一番五人づゝ、晝夜三時替り。袴不着
坊主	二人、宗徳・石齋(右髮結・朝夕食事・湯茶の通ひ、側にて諸用事役、日夜定詰)
書役	持田治太夫(預人執筆頼候時)
足輕番所	四箇所、内一箇所は御厨。足輕四十人、一箇所へ十人づゝ二切にして、五人づゝ詰、其外に小頭晝夜見廻り
醫者	福原全庵、毎朝晝宵見廻り
食事	毎日二汁五菜の料理、三度づゝ
朝夕膳部見届役	草谷八郎兵衛
料理人	堀江平藏・林又三郎
小人	三人、定詰(預人行水湯廻し、茶の水、行燈こしらへ、厨方掃除)
預人寝具・帷子上下・ゆかた・風呂敷・下帯・鼻紙	度々に草谷八郎兵衛手前より渡す
預人請取役	騎馬にて前後に乗、五人(何も袴・羽織着)。大野十兵衛・荒尾内藏助・水野助三郎・安藤清九郎・鈴木半四郎 侍八人(何も袴・羽織不着)。齋藤加介・紫山關左衛門・松本庄大夫・馬場半七・桜木作之進・中島六郎左衛門・横田新兵衛・河合千兵衛 徒士三十人、徒横目二人、足輕三十八人、小人十人(乗物錠部・箱持・棒持共)、足輕五十人(是は騎馬五人に十人づゝ、御貸人なり)

注 『吉備群書集成』(吉備群書集成刊行会、1932年)、73, 74頁。

項目	小栗大六
居所	十二・三疊の座敷を圍差置、番人・待共殿附置申候
刀	小刀・剃刀等は不及申、毛抜・楊枝・きせる・扇子迄遣し不申候
病気につき	自分の医者可申付由、昨日御奉行衆被仰渡、得其意奉存候。然共手医者之儀は御断申上候。病氣の節は何れ成共、御差図の医者被參、薬服用の様に仕度奉存候。尤急病の節は、御差図の医者被參候内、手医者に薬見計可申付候
火事につき	私宅危時は、しまり等能下座敷の内に退け可申候。尤其節何方へ退申段御届可申候得ども、火急の節は遅々仕候儀も可有御座と存候ゆへ、申上置候
評定所召出しにつき	乗物錠おろし、網懸出し可申と奉存候
その他	乗物廻り騎馬・徒士・足輕等、被仰渡の通、度々指添可申候

注 『小栗大六御預に付、窺の覚』(『吉備群書集成』吉備群書集成刊行会、1932年)、77頁。

親族大名と同様になるよう情報収集や申し合わせが数多く行われている。そこには「一門」意識(横並び意識)が垣間見られ、第2表でみたように同じく家臣を預けられる一門大名のなかで、預け人への対応に差が生じないよう、互いの動向を意識している様子がうかがえる。それは必ずしも一門大名でなければならぬということではなく、小栗大六の事例でみたように非親族大名であっても預け人を預かるさい、他の大名から情報を収集していることが知られる。すなわち、「大名預」に関わる情報が大名間である程度共有されていたと考えられる。

したがって、第2・3・4表をあわせて考えるならば、「大名預」に対する態度決定にさいして基軸的条件をなすものは、預け人の門地や系譜によって藩の対応が異なるというのではなく、幕府老中とのやりとりや先例・他の大名からの情報によって預け人への対応が確定されると指摘することができる。

一方で、今回紹介する「備後御往來記」は、預け人を預け先まで護送した大名家が記した記録であり、預け先までの道中の様子を詳細に知ることができる点に特徴がある。

通常の「大名預」の場合、預け先である大名が道中護送し、預け先へと向かうことになる。仙台藩代々の藩主が書役に藩政の実施、人事往来等を克明に書き記させた『伊達治家記録』（第九卷、一九七七年）には、小栗兵庫の長男く三男を預かったさいの様子が記されている。

七日午刻、鷹狩トシテ七北田辺へ御出酉刻市人泉屋  
休和屋敷二入セラレ戌刻御帰。

申刻江戸ヨリ飛脚到着、去ル三日堀田筑前守殿へ公儀使浅井彦五郎ヲ召シ、松平越後守殿家臣小栗兵庫カ子帯刀、大太郎、伊八郎三人ヲ公へ預ケラル。

明四日巳刻松江侍従綱周朝臣松平出羽守ノ第二於テ御目付出会渡サルヘシ、其三人敢テ重科ニ非ス一所ニ差置ルヘシ、道中乗物ニ唯錠下スノミナルヘシ、三人ノ從者三人迄ハ請取ヘシ、且ツ請取ノ人数等ヲ指揮セラレ稲葉美濃守殿へ伺ヒ首尾スヘキ旨命セラ  
ル。兵庫ハ小栗美作弟ニシテ帯刀十七、大太郎十五、伊八郎十三才ト云云。

柴田中務、大松沢和泉下知シ、翌四日付熊沢市郎左工門、武頭松崎吉左工門、片瀬源兵工、小嶋加右工門、江戸番横田善兵工、山崎安兵工、須田利右工

門、徒目付坂元伝左工門、植木源兵工、伊藤覚内、足軽与頭六人組六十人、小人十二人、勘定頭湯村長右工門、勘定人二人、人足四十人、手木頭一人、手木人足廿四人、浅井彦五郎差添へ松平出雲守殿第へ遣之三人ノ御預ケ及ヒ從者二人ヲ渡サル。

夜丑下刻江戸発足御国ニ赴ク、道中ノ警固目付高平彦兵工、武頭小嶋加右工門、片山源兵工、瀬成田伊左工門、次医師高城玄春、徒目付伊藤覚内、足軽六十人、小人八人、宿割徒組嶺岸嘉左工門、大森伝兵工、件ノ事中務和泉注進ス。

因テ武頭徒目付等仙台マテ附来ニ放テハ、江戸表役人不足ニ就テ代リノ面々差登サレ途中行会、御預人請取警固下差スヘキ旨命セラレ、武頭喜多目彦右工門元重、飯田木工右工門、黒沢文右工門、大番組荒井四兵工、谷伝左工門、豊嶋長左工門、徒目付・服部平左工門、次医師松木泰安即刻差登サル。

延宝九年七月七日正午ごろ、藩主伊達綱村は七北田方面へ鷹狩に出かけ、夜八時ごろに帰城した。この日午後四時ごろ、江戸より飛脚が到着した。その内容は、「越後騒動の裁決によつて流刑となつた小栗兵庫の倅帯刀、大

太郎、伊八郎の三人を仙台藩に預ける。よつて、明四日午前一〇時ごろ松江藩主松平綱周の邸で目付立会いのもとに預け人を引き渡す。その三人はとくに重罪者ではないから、一所に差置くことは差し支えない。国許への護送寺は、乗物に錠をしておけばよい。また預け人三人の家来は三人まで認める。早々に人数を差し出し、稲葉正則（伊達綱村妻仙子の父）の指示によつて預け人を受け取るべし」ということであつた。ただちに柴田中務・大松沢和泉の兩人で手順を下知し、翌四日に目付一人、武頭三人、江戸番三人、徒目付三人、足輕六〇人、小人一人、勘定頭一人、勘定人二人、人足四〇人、手木頭一人、手木人足二四人の合計一四八人に、公儀使浅井彦五郎を差し添えて松江藩主邸より三人の預け人と、その従者二人を受け取り、同日（五日）夜二時過ぎに江戸を発し、国許へ向かつた。道中の護送は目付高平彦兵衛が総指揮をとり、武頭三人、医者一人、徒目付一人、足輕六〇人、小人八人、宿割二人の合計七六人で現在移送中という報告であつた。報告を聞いた綱村は、江戸屋敷に勤務する者のなから七六人も預け人の護送に宛てては、江戸表の役人が不足となるため、ただちに国許より代わ

りの人数を差し出し、途中行き会つたところで預け人を受け取り、仙台に送致しよう命じたのである。

十二日御預人小栗帯刀、大太郎、伊八郎、道中無恙。迎トシテ差登サル輩去ル九日道中須賀川寓ニ参着請取之。江戸ヨリ送り来ル輩八江戸ニ還シ、十日発足共申下刻着。永嶋七兵工寿信故屋敷ニ着セシムヘキ旨預メ命セラル因テ直ニ参着ス。定番トシテ大番土堀田正内、大河内善左工門、片倉喜右工門、不断組、給主組、新名懸組、同切ニ二日夜六人宛交代勤仕。七兵工屋敷ニ番所三箇所ニ建テ、足輕各四人守護ス。凡ソ殿リノ為メ目付吉田六左工門、徒目付半沢市右工門、警固武頭浜田小左工門、組ヲ卒居ル。老中へ木村正右工門使者トシテ、御預人下着ノ御注進遣サル。正則朝臣へ御書、父君・母公へ御口状ヲ以テ告ケ奉ラル。

三人の預け人を受け取るため、七日急遽仙台を出発した喜多目らの一行は、九日須賀川で江戸より護送してきた高平彦兵衛の一行と落ち合った。預け人の授受を済ませた高平らは江戸へ戻り、喜多目らは須賀川に一泊し、翌一〇日須賀川を出立、道中異常なく一二日午後四時ご

ろ仙台城下に到着した。預け人は永嶋七兵衛の旧屋敷に収容し、周圍に三か所の番所を建て、大番士三人、足輕三組より各々六人宛の足輕を差し出し、各番所に常時足輕四人を配置し、一昼夜交代で警固した。さらに、老中へ異常なく預け人が仙台に到着した旨、木村正右衛門を使者として報告書を届けさせている。

それでは、預け人の護送という職務を担った大名家は、どのような準備をし、職務を果たしたのであろうか。

延宝九年（一六八一）六月二六日午下刻、黒田長重は江戸城波の間において、「今度松平越後事無調法之仕置二付領知被召上、松平隠岐守江御預ケ罷成候、依之三河義も水野美作守江御預ケ被成候間、美作守在国備後福山迄召連候而、美作守江引渡早速罷帰候様二と命じられる。ただちに長重と同様に松平光長を伊予国松山までの護送を命じられた京極備中守高豊と相談し、老中へ相談するための覚書を作成する。道中持參の弓・鉄砲・長柄の数、大坂までの日数・宿泊場所、道中の乗物など道中の準備・作法から綱国付の侍・歩行の人数や綱国の病気など綱国の身のまわりのことにいたるまで、こと細かく老中からの指図を受けている。

黒田家が護送のために用意した家来は、騎馬一〇騎（内五騎が綱国付）、侍四三人（内七人ずつ綱国付）、小役人二〇人、歩行士三五人（内八人ずつ綱国付）、足輕一二〇人、中間一〇人、又者三〇〇人の総勢六三八人であった。綱国へは侍一〇人、足輕一五人の随行が認められた。

七月二日、綱国を受け取るため、「將監橋渡、片門前半丁ほと行通町に出、神明の鳥井前より同新道通りにかゝり、陸奥殿屋舗際より広小路を越、幸橋より日比谷門を過、やよす河岸を通」って酒井修理大夫忠直の屋敷へ向かう。吉田彦大夫・宮井惣左衛門・井上伊織・手塚又右衛門が綱国を乗物に乗せ、その前後を囲み、酒井邸より呉服橋へ出、芝元札辻において行列を組み、江戸を立出する。その江戸から福山までの道中の休泊場所を第5表にまとめた。その道中を復元してみると、つぎのようになる。

同日午後四時ごろ、神奈川に着き、そこで「三河殿宿迄之供之者」を、昼夜定供に林專右衛門、岡本誠右衛門・宇貫七右衛門の兩人のうち一人ずつ、上野勘右衛門、吉村武大夫、林忠右衛門、西川専太夫、時枝五左衛門、藤野弥左衛門の六人のうち昼は三人、夜は二人、川浪藤

第5表

月日	天気	場所	休・泊	三河殿宿	本陣		
7月2日		川崎 神名川	2 昼休 3 泊	佐藤惣左衛門 野木源太左衛門	松本惣兵衛 石井源左衛門		申中刻着
7月3日	昼休以後 雨天	藤沢 大磯	6 昼休 8 泊	蒔田源右衛門 石井又兵衛	堀内勘右衛門 尾上市右衛門		西中刻着
7月4日		大磯	滞留				強雨ニ付酒匂川洪水
7月5日	曇天	小田原 箱根	9 昼休 19 泊	久保七郎右衛門 柏屋左五右衛門	横田善四郎 太郎左衛門		卯上刻大磯発足、已下刻 佐川相渡
7月6日	曇天	沼津	12 泊	清水勘左衛門	間宮喜右衛門		卯中刻箱根発足、已下刻 沼津着
7月7日	雨天	神原 江尻	15 昼休 18 泊	瀧縫右衛門 松本甚兵衛	平岡久右衛門 寺尾与左衛門		卯上刻沼津発足 申下刻江尻着
7月8日	雨天	鞠子	20 泊	伊藤仁左衛門	横田三左衛門		卯中刻江尻発足
7月9日	雨天	鞠子	滞留				雨此所山水之流強候、町 中水押込
7月10日	曇天	鞠子	滞留				大井川洪水ニ付、京極備 中守嶋田滞留
7月11日	曇天	鞠子	滞留				
7月12日	霽天	藤枝	22 泊	青嶋治右衛門	村松伊右衛門		
7月13日	霽天	嶋田 金谷	23 昼休 24 泊	大久保新左衛門 栢屋八郎右衛門	置塩藤四郎 山内三右衛門		已刻藤枝発足
7月14日	雨天	袋井 浜松	27 昼休 29 泊	西尾五郎右衛門 杉浦介右衛門	大田八郎兵衛 杉浦彦右衛門		代官松平市右衛門/青 山和泉守/小笠原老岐 守
7月15日	霽天	白須賀 赤坂	32 昼休 36 泊	大村庄右衛門 松原彦十郎	御口七郎右衛門 伊藤庄左衛門		青山和泉守/代官秋鹿 長兵衛/新井番所石井 又四郎/吉田藩家老・ 町奉行/赤坂代官鈴木 八右衛門
7月16日	霽天	池鯉鮒 熱田	39 昼休 41 泊	永田治兵衛 森田八郎右衛門	池野左次兵衛 伊藤市郎右衛門		西上刻宮着
7月17日	曇天	佐谷 桑名	45 昼休 42 泊	岩間権右衛門 齋屋市右衛門	加藤五左衛門 大塚与六郎		尾張藩/松平越中守・ 家老
7月18日	霽天	庄野 関地蔵	45 昼休 47 泊	柳屋吉左衛門 伊藤平兵衛	馬路次兵衛 川北久左衛門		板倉隠岐守
7月19日	霽天	土山 石部	49 昼休 51 泊	土山喜左衛門 三大寺右衛門	堤忠左衛門 内貴八郎右衛門		伊丹大隅守/横田川代 官猪飼次郎兵衛/本多 隠岐守・家老
7月20日	曇天	大津 伏見	53 昼休 泊	大坂や加右衛門 大津や与左衛門	播磨や市右衛門 大津や弥兵衛		申中刻着
7月21日	霽天	平形 大坂	昼休 泊	池尻源兵衛 黒田甲斐守蔵屋敷	九郎兵衛 黒田右衛門佐蔵 屋敷		申中刻着
7月22日		大坂	滞留				20日の晩、大風雨にて海 上波高くあるいは波悪 しく/京極備中の乗船待 合いのため
7月23日		大坂	滞留				
7月24日	霽天	兵庫	泊				已刻川舟ニ乗、午下刻元 船乗移候、亥刻兵庫着船
7月25日		室	泊				卯刻兵庫出船、申上刻室 着
7月26日	雨天	杓子 大田府	泊				卯刻室出船 午刻杓子出船、申上刻大 田府着船
7月27日	雨天	片かミ	泊				松平伊予守/「かたか ミ町奉行」
7月28日	霽天	片かミ	滞留				日和相難見極ニ付
8月1日		塩俵	滞留				雖順風風強故
8月2日	曇天	かす岡	泊				辰下刻塩俵出船、午下刻 かす岡着船
8月3日	曇天	福山					午刻着船

七、中山八左衛門、川浪新平の三人のうち昼は二人、夜一人ずつ、歩行を昼六人、夜四人、十文字、桃灯、草履取一人、足輕は昼三人、夜二人と定めた。

三日午後六時ごろ、大磯に着くが、四日は「昨日之強雨二付、酒匂川洪水涉行絶申候」のため同所に逗留することになった。そのため「昨日夕強雨二付酒匂川越候儀難成御座候付、今日者当宿滞留仕義御座候」旨を老中稲葉正則まで飛脚を遣わしている。

五日には、箱根において、富士川の増水によつて吉原に逗留している京極高豊へ、酒匂川洪水によつて大磯に二日逗留した旨、八日には、大井川の洪水によつて嶋田へ逗留している京極高豊へ、鞠子宿が「山水之流強候得ハ、町中水押込」む場所であり、自身も逗留する旨を飛脚で伝えた。九日には、島田代官長谷川藤兵衛から黒田家の吉田彦大夫へ、「大井川洪水二而一両日者通路有之間敷」との書状が届いた。

一二日に、ようやく大井川の通行が可能となり、金谷まで進もうとするが、「夜前山奥雨天故水落不申由」により、藤枝に宿泊することになる。

一三日には、いまだ大井川を渡ることができないため、

嶋田より一里ほど下流の「田の瀬」というところで川を渡り、「遠州牧の原」を二里ほど越えて、金谷の町中へと入った。そこで、老中へ「此間打統強雨二付川々洪水二而存候外、道中遅滞仕候」との飛脚を遣わす。

一四日には、天龍川の渡船場に世話のため中泉代官松平市右衛門が参る。また、浜松藩領では道筋警固のため藩主青山和泉守忠雄から足輕が差し出された。藩主が江戸在住のため、家老蜂須賀新右衛門と町奉行が本陣に参上している。さらに、三河吉田藩主小笠原老岐守長重の使者として杉正助が参上している。

一五日には、前坂船場まで青山忠雄から見廻りの使者が差し出された。また、中泉代官秋鹿長兵衛から手代が差し出され、新井番所の石井又四郎から平生は渡り船を出しているが、この度は遠慮して出さなかつたとの使者が参った。鳥羽藩領では郡代・代官が差し出され、町中や領内の道筋には勤番の足輕が配置されていた。吉田藩領の道筋にも物頭や足輕が差し出され、城下通行のさいには吉田藩家老小川源左衛門・高畑勘解由・多賀長兵衛・町奉行等に対面した。さらに、赤坂代官鈴木八右衛門より手代が差し出され、町中の火の用心、掃除が申し付

けられている。

一六日には、刈谷藩領の道筋に警固の足軽・物大将が所々に厳しく見張りをしているところが見え、池鯉鮒の休息所で刈谷藩主稲垣信濃守重昭の使者と面会した。尾張藩領の道筋では、一町か二町ごとに足軽が置かれ、所々に騎馬侍が見え、往還にはこれらの手勢の外には一人も通行人の姿が見えなかつた。熱田宿では、尾張藩の山本半左衛門が使者として音物を持参した。

一七日には、万羽船渡に尾張家より侍・足軽が大勢川越の人足を引き連れ、七〇艘ほど船を出した。佐谷の休息所では、尾張藩の使者として山田治大夫と面会し、その後、前日に松平光長を船に乗せた舟大将横井作左衛門と町奉行に対面した。尾張藩からは大小一三〇艘ほどが出され、綱国の乗る船を外向きにして、縄・網で囲み、乗物に乗ったまま乗船させた。桑名藩領でも警固の侍・足軽を出し、藩主松平越中守定重の使者と家老三輪権右衛門と対面している。

一八日には、庄野で亀山藩主板倉隠岐守重常の使者と対面、亀山藩領の道筋に警固の侍・足軽が差し出され、亀山城下通行のさいには家老とも対面した。関宿では侍

・足軽が夜廻りを勤めていた。

一九日には、「坂ノ下」まで板倉重常より警固の侍・足軽が出て、湊口において、伊丹大隅守勝政からの使者が出迎えた。横田川代官猪飼次郎兵衛から手代と川越人足が出され、石部に到着のさいには、膳所藩主本多隠岐守康慶の使者石原源五右衛門、家老原田監物、足軽大将寺木作左衛門・西村又左衛門と対面した。この日、松平肥前守（鍋島綱茂）の参勤に遭遇し、路次にて対面することとなる。その後、「諸事遠慮二付」鍋島綱茂が水口で昼休みのさい、水口の通行を差し控えている。

二〇日には、膳所藩領に道筋警固の侍・足軽が差し出され、城下で膳所藩家老と対面した。大津では、大津代官小野友三郎より本陣へ手代二人が差し出され、福山藩の京都蔵屋敷に勤める黒岩善兵衛・酒井藤兵衛と対面した。途中までの見舞として伏見奉行仙石因幡守久俊の使者が差し出され、同人より道筋警固の侍・足軽が出された。この日の五時ごろより風雨激しく、家が吹き倒れ、破損した家屋が多く見えたという。

二一日には、淀藩領の道筋に警固の足軽が出され、城下通行のさいに、淀藩家老と対面した。その城下は、横

小路・出道などに騎馬の侍一騎ずつ置かれ、辻囲、掃除が念入りに行われていた。また、平形代官豊嶋権之丞より手代が出され、宿中の掃除が申し付けられた。大坂では、町奉行から警固の足軽が出され、掃除が申し付けられた。綱国は秋月藩蔵屋敷に入り、本陣は福岡藩蔵屋敷と定められた。そして、大坂に到着した旨を老中へ報告している。当初の覚書では、一二・三日での到着を予定していたが、洪水の影響で、二〇日近くかかったことがうかがえる。

大坂からは「日和次第出船」の予定であったが、二〇日の晩の大風雨によって海上の波が高く、また京極高豊の乗船待合のため二三日まで逗留し、二四日一〇時ごろ、川船にて大坂河口へ向かい、一二時ごろに船を乗り換え、出立することになった。まず平野権之丞の船が出て、久世半三郎、綱国、その左右に鉄砲五挺ずつ乗せた船四艘、長柄船二艘、ついで綱国家来、黒田長重、その左右に弓船、近習の船、吉田彦大夫と続いた。同日午後一〇時ごろ兵庫に到着した。

二五日、神戸浦を通りかかったところ、尼崎藩主青山大膳亮幸利より警固の者が浦へ差出され、世話のための

船が出た。明石前から順風により、午後四時ごろ播磨室に到着した。

二六日、室出船後、雨天のため明石より二里ほど過ぎた杓子へ船を入れ、日和回復後に出船し、午後三時ごろ備前大田府に到着した。

二七日、雨天のため三里ほど奥の「片かみ」へ向かい、松平伊予守（池田綱政）より使者として高山新五左衛門が差し出され、「かたかみ町奉行」より世話のための船が出された。

二八日は、「日和相難見極二付」、「かたかみ」に逗留し、八月一日には、「雖順風風強故」出船を止め、塩俵に逗留している。

二日は、八時過ぎに塩俵を出船し、一二時過ぎに「かす岡」に着いた。そこに水野家から迎えとして、家老水野兵庫、船大将藤村左平次・村岡源左衛門が参上している。

三日は、鳴の嶋より水野家の船に移り、船場にて水野勝種と対面し、綱国の居宅へと向かった。

綱国の居宅は、本丸大手口の下にある家老水野兵庫の屋敷であった。案内として玄関に上田勘解由が出向き、

駕籠を受け取り、縁側までかき入れた。そこで綱国は駕籠から出て、水野勝種と対面した。綱国付の五人の家臣は松崎弥三右衛門同道にて、上田四郎左衛門へ引き渡され、綱国の腰物や荷物は手塚又右衛門から小場兵左衛門へ渡された。五人の家臣の大小や荷物は神宮勘兵衛に渡され、足軽一五人の大小や荷物は坂井伝右衛門・大沢与左衛門に渡された。また、一五人の足軽は松崎支配となり、平井武兵衛に引合わせられた。五人の小者は松崎弥三右衛門・三木左衛門に引き渡された。料理は小泉源兵衛・木立市左衛門が水野家の料理方と相談し、綱国の服薬も小田道忍と水野家医師林了哲のあいだで相談が行われた。このように、綱国の引き渡しが行われたあと、勝種は綱国の居所の見分を願い出た。「海陸同道之儀斗被仰付候」ゆえに「再三辞退仕候得共」、「達而見分仕候様二被申候」ため、見分を行ったことが知られる。その後、饗応のため装束を改めて本丸へ向かうと、勝種は本丸門際まで出迎え、饗応の席まで同道した。そののち、無事に綱国を水野家に引き渡した旨を老中への書状に認めた。一行は、本丸大手門外まで勝種に見送られ、休息所として定められた二の曲輪内の小場兵左衛門宅へ向かう。こ

の休息のうち、書状を八日に江戸に届けるよう明石藤兵衛を出立させている。

綱国の引き渡しが完了したので、午後八時過ぎに小場兵左衛門宅を出立し、福山城下の川場まで勝種が見送った。この時分は潮時が悪く、川のなかは干潟となつているため手城まで陸を進み、手城から出船した。この福山から江戸までの帰路を第6表にまとめた。さらに帰路も復元してみよう。

八月四日、八時過ぎに「ミの嶋」を出船し、一二時ごろに鳴の嶋に到着した。ここで水野家から使者として上田四郎左衛門が参上し、対面している。

五日には、「東風吹候故」同所に逗留し、六日の四時ごろ鳴の嶋を出船し、八時ごろ塩俵でしばらく船を整え、午後二時過ぎに牛窓に到着した。池田綱政より使者として福尾忠兵衛が参り、さらに同所において世話のための船が出された。その後、馳走船の御礼と綱国を無事に水野家へ引き渡したことを池田家へ飛脚をもって伝えていく。

七日の二時過ぎに牛窓を出船し、八時過ぎに播磨室に到着、宿の源三兵衛のところへあがり、風呂に入って休

第6表

月日	天気	場所	休・泊	本陣		
8月3日		福山				子刻出船
8月4日	雨天	ミの嶋 鳴の嶋				辰下刻出船 午下刻
8月5日	霽天	鳴の嶋	滞留			東風吹候故
8月6日	霽天	鳴の嶋 塩俵 牛窓				寅刻出船 辰刻暫舩整 未下刻着船
8月7日	霽天	牛窓 室		源兵衛		丑下刻出船 辰下刻着津
8月8日	霽天	室 兵庫				寅刻出船 申中刻着津
8月9日	霽天	兵庫 大坂川口				丑刻出舟 辰上刻着津、午刻川舟ニ乗替、 未刻大坂蔵屋敷着座
8月10日	雨天	大坂				申上刻川舩出舟
8月11日	霽天	伏見	泊	天河屋七兵衛		未下刻着船
8月12日	霽天	草津	52 泊	田中九藏		未上刻伏見発足
8月13日	雨天	水口 坂下	50 昼休 48 泊	堤文左衛門 大原孫九郎		伊丹大隅守/水口代官猪飼次郎兵衛 /藤堂佐渡守
8月14日		坂下	滞留			夜前之餘風有之、一ノ瀬と申 所之橋落通路無之付差扣
8月15日	霽天	庄野 桑名	45 昼休 42 泊	柏屋兵左衛門 大塚与六		板倉隠岐守/松平越中守・家老・町奉行・ 船手支配
8月16日	霽天	熱田 池鯉鮒	41 昼休 39 泊	松田八郎左衛門 池野佐次兵衛		未中刻着船
8月17日	霽天	御油	35 泊	鈴木半左衛門		尾張殿/稲垣信濃守
8月18日	霽天	白須賀	32 泊	大村庄右衛門		水野右衛門大夫/宝蔵寺/小笠原老 岐守/松平縫殿頭
8月19日	霽天	浜松 見付	29 休 28 泊	松浦助右衛門 鈴木孫兵衛		大井川洪水ニ付
8月20日	雨天	金谷 藤枝	24 休 22 泊	山田三右衛門 村松伊右衛門		吉田藩家老・町奉行/代官鳥山午之助/ 白須賀代官秋鹿長兵衛/石川又四郎
8月21日	雨天	府中 江尻	19 休 18 泊	泉屋平右衛門 橋本甚兵衛		井伊伯耆守
8月22日	雨天	岩渕 沼津	18 泊 12 休	縫左衛門 間宮喜右衛門		阿部川水増ニ付 富士川水増通路無之ニ付
8月23日	霽天	三嶋	11 泊	土持新兵衛		辰中刻岩渕出足
8月24日	霽天	小田原 大磯	9 休 8 泊	久保田七右衛門 石井又兵衛		うるい川橋落
8月25日	霽天	戸塚 川崎	5 休 2 泊	沢部八郎右衛門 田中兵庫		大磯代官坪井午之助
8月26日		川崎 品川 江戸				代官成瀬五左衛門/重濱四兵衛 設楽肥前守/小笠原老岐守
						亥下刻出足
						寅上刻着

息をしている。

八日は順風にて四時ごろ出船し、午後四時ごろ兵庫に到着した。そこで、青山幸利に兵庫表の警固に対する御礼と綱国を無事に水野家へ引き渡したことを青山家へ飛脚をもつて伝えている。

九日の二時ごろ兵庫を出船し、七時過ぎに大坂川口に到着した。一二時ごろに川船に乗り換え、午後二時ごろ大坂蔵屋敷に到着している。そこで、大坂到着と大坂・伏見に二・三日逗留してから発足する旨を江戸へ飛脚を遣わせた。

一〇日は、設楽肥前守貞政を見舞、午後三時過ぎに大坂を出船した。

一一日は、午後二時過ぎに伏見に到着した。仙石久俊へ使者として伊藤甚五兵衛を遣わし、平形代官豊嶋権之丞へは先日の通行のさいの御礼と綱国を無事に水野家へ引き渡したことを飛脚で遣している。

一二日は、伊勢・音羽山清水寺・石清水八幡へ代参し、大津代官小野友之助・井上丹波守正貞へ使者を遣わし、本多康慶から帰参の祝詞として使者が差し出された。

一三日は、伊丹勝政・水口代官猪飼次郎兵衛方へ使者

を遣わし、水口の休息所では伊丹からの使者が差し出された。坂下では、藤堂佐渡守高通から使者として工藤新六と面会する。その夜、午後五時過ぎごろから風雨が激しくなり、一ノ瀬という場所の橋が落ち、通行できなくなったため、一四日は同所へ逗留することとなった。

一五日、一ノ瀬、「いつミ川」の川越のさい、板倉重常より世話のため人足が差し出されたため、「川越之使」へ褒美として青銅を遣わした。桑名に至り、松平定重の使者加藤惣右衛門、家老三輪権右衛門・沢源太兵衛、町奉行森弥市右衛門・田中太郎右衛門、船手支配樋口善大夫と対面した。そして松平定重へ往來の世話の御礼として使者を遣わし、家老方へも歩行使を遣わしている。

一六日には、松平定重より世話のため乗船した船頭に対し時服、水主に対し金子を与えた。宮にいたり、尾張藩の使者と面会、そして家老へ往來の世話の御礼を申し述べた。稲垣重昭の使者とも対面し、同様の御礼を行っている。

一七日には、岡崎藩主水野右衛門大夫忠春へ使者をもつて、無事に綱国を引き渡したことを申し述べた。宝蔵寺を参詣し、「権現様御幼稚之時御習学之器物」を拝覽し

ている。また、小笠原長重の家老どもより帰路の祝詞として飛札と肴・菓子が到着した。さらに、御油にいたり、江戸城留守居役松平縫殿頭乗次より使者が到着した。

一八日には、吉田において、家老高畑勘解由・多賀長兵衛・小河源左衛門と町奉行に対面し、無事に綱国を引き渡したことを申し述べた。また、大井川の洪水によって白須賀に逗留することになった。藤川において代官鳥山午之助より手代が差し出され、二川において鳥羽藩領の掃除を申し付けられ、白須賀にいたり、代官秋鹿長兵衛の手代、石川又四郎家来が書状をもって参上した。ここで吉田彦大夫が病気になる、吉田に残し置き、当宿の田中八大夫・高山五兵衛に看病に当たらせている。

一九日は、荒井にいたり石川又四郎より使者が罷り出た。また、世話のために浜松に差し出された船頭に対して上下、水主に対して金子を与えた。さらに、登りのさい受け取った鉄砲手形を返却している。そして石川又四郎へ往來の御札として晒二疋を遣わした。前坂宿近辺にいたり、黒田次郎大夫の帰参に遭遇し、奇書二冊を受け取った。また、浜松町奉行と対面し、浜松藩家老へ使者を遣わしている。天龍川渡船のさいは、代官松平市右衛

門より罷り出て、返礼として生田三郎右衛門を遣わした。浜松にいたり、「二宿宛も先江可参」との書状が、京極高豊から届いた。

二〇日は、掛川藩主井伊直武へ使者を遣わしている。さらに、大井川の東側の通路がなくなったため、登りのさいに越えた「田之瀬」を渉行することにした。

二一日には、阿部川の水深が大井川と同じになり、川越ができなくなった。そのため府中より京極高豊へ「今晚江尻御同宿仕度存候」との書状を送っている。江尻にいたると、京極高豊からの飛脚が到来した。そこには、今日は府中に止宿し、明日は蒲原で休息し、吉原に止宿する旨が記されていた。そこで、「宿々差支候付」、黒田は吉原で休息し、箱根に止宿する予定であるが、「若先々差向申者」、三嶋・沼津のあいだに一宿すべき旨の返事を遣わしている。

二二日は、昨今の雨の影響で、富士川の川越ができなくなり、そのため富士川口端の岩渕という村に止宿することになった。

二三日は、富士川渡船のさい、大宮代官井手次右衛門より手代が差し出された。さらに、「うるい川」の橋が落

ちているため、代官所より川越の人足が差し出され、岸四郎左衛門方へ阿部善四郎を使者として晒二疋を遣わしている。さらに、三嶋において、小田原に止宿の予定が、三嶋に止宿することになった旨の書状を京極高豊と松平乗次に遣わしている。

二四日は、酒匂川増水につき、川越の人足が大磯代官坪井牛之助から差し出された。

二五日は、「馬入舟渡之節」、代官成瀬五左衛門より手が差し出された。そして、戸塚において、江戸より重濱吉兵衛が使者として参上した。川崎にいたると、設楽肥前守の使者として毛屋多兵衛、小笠原壱岐守長重の使者として長井喜右衛門・柳原田安が築地より差し出された。午後八時過ぎに川崎を出立し、品川に休息ののち、三時過ぎに江戸に到着し、た、たちに設楽肥前守邸へ入った。

二六日朝になり、①松平綱国を無事に水野勝種に引き渡したこと、②綱国居所の見分の様子、③道中における綱国の病気の様子、④道中の城下、代官所の様子、⑤水野勝種の挨拶を記した口上書を持参のうえ、まず稲葉正則と面談し、ついで堀田正俊、月番の阿部正武、大久保

忠朝のもとへ訪れ、その後若年寄衆、側用人牧野成貞のもとへ訪れた。

二七日には、二八日に「歸府御礼」のため登城の旨の奉書が届き、二八日に半袴にて登城し、白書院において京極高豊とともに内見申し上げた。

この日を以て、およそ二か月間に及んだ松平綱国の「大名預」に関わる職務が完了したことになる。

これまで「大名預」がどのような経緯で準備・執行されたのか、「大名預」をめぐる事実関係そのものの究明が不十分であった。しかし、今回の史料の発見によって、「大名預」の一行がどのように預け先まで護送するのか、その詳細があまりかなくなった。そして、「大名預」は、それが刑罰として大名に預けるといいう行為であっても、街道周辺の大名や代官を巻き込んだ一大事業であったことがあきらかとなった。「大名預」の一行が、大名や代官の領分を通行するさい、各藩の使者との面会が行われるとともに、大名や代官はその道筋を物々しく警固したり、渡船の世話を行っている様子が知られる。また、河川の洪水によってなかなか川越をすることができないでいる様子や、河川の状況などの情報を収集し、道中先行してい

る京極高豊や幕府老中と頻繁に連絡を取りあっている様子が知られる。さらに帰路では、通行のさい世話になった大名や代官に対して御礼をしたり、綱国を無事に福山まで送り届けたとの報告をしたり、逆に大名や代官から祝詞を受け取ったりしている。

現在、わたしは「大名預」に限らず、江戸時代を通じてみられる「預」という行為全体を『徳川実紀』・『続徳川実紀』のなかから把握しようと、『徳川実紀事項索引』（上・下巻、吉川弘文館、二〇〇三年）をもとに、「預・預けらる・預者・預人・預地・預置・預置し・預置れし・預り地・預る」という語句を検索し、一八〇例を抽出した。ただし、『徳川実紀』を一頁一頁めくれば、さらに多くの事例が収集されるであろうし、『寛政重修諸家譜』を用いれば、さらに多くの事例が収集されるに違いない。総体的な把握には、より多くの時間とさらなる地道な努力が必要であり、今後の課題としておこななければならない。

今後は事例の収集はもちろん、各政権の特質や時代背景・政治的背景に留意しつつ幕府の法意識、幕藩制社会における位置づけをめぐる問題へと研究の歩を進めてい

くことにしたい。それによって制度的であった従来の「大名預」の定義に再考を促すことになるに違いない。

さて、調査を終え、秋月郷土館をあとにしたわれわれは、秋月城の大手門だった瓦坂（瓦を縦に並べて土砂の流出を防ぐ工法）や長屋門を越えて、黒門へと向かった。この黒門は、文字通り黒塗りの門で、戦国時代古処山城の搦手門だったものを江戸時代に秋月城の大手門として利用し、明治初期に黒田長興を祀る垂裕神社の山門として移築されたものだという。若尾さんが門をくぐり、石段を登っていくと、小田さんが体力に任せて駆け上がった。その姿を見た小関さんは、「若尾ゼミ筆頭の座は渡さん！」とばかりに後を追った。そんなことには興味がないわたしはというと、「夜の巡見」のため、ひたすら体力の温存に努めていたのである。

その後、黒田家の菩提寺である古心寺を訪れた。この寺は、初代藩主黒田長興が父黒田長政の菩提を弔うため正保四年（一六四七年）に建立した寺であった。黒田家累代の廟所のほか、わが国最後の仇討ちを実行した「臼井六郎」の墓があった。こうして「昼の巡見」を終え、小関さんは柳川へ、小田さんは博多へ、若尾・小川・綱

川・佐藤の四名は佐賀へと、つぎなる調査地に向かったのである。

今回の調査では、秋月郷土館のみなさまに大変多くの便宜を図っていただいた。その御厚意に深く感謝申し上げます、それに比してあまりに拙いこの調査報告を結ぶことにしたい。

【注】

(1) 二〇〇七年九月一・二日に渡辺尚志・小酒井大悟・小関悠一郎・佐藤の四名で「越後の豪農巡りツアー」を行った。新潟県魚沼市にある目黒邸・目黒邸資料館を訪れたさい、偶然にも展示ケースのなかに「越後騒動日記」を発見した。そのとき、日ごろの行いが良いという自信が確信へと変わった。

(2) 渡辺氏・田代氏は、家老を務めた家と推測されるが、まだ確定できていない。

(3) 秋月郷土館所蔵（整理番号二二三）（甘木市史編纂委員会編『甘木市史資料』近世編第一集、一九八三年）。

(4) 『福岡県史資料』第二輯（名著出版、一九七二年）。

(5) 『甘木市史』上巻、一九八一年、五三七頁。

(6) 『甘木市史資料』近世編第一集（前掲注3参照）。

(7) 「水野記…松平越後守同嫡子三河守被預事」（『広島県史』近世資料編Ⅰ、広島県、一九七三年）、「水野記…松平三河守父子御預につき、取扱方に関する覚書」（『広島県史』近世資料編Ⅴ、広島県、一九七九年）。

(8) 平松義郎「預」『国史大辞典』。「預」の類語として「配流」があるが、『徳川実紀』では「預け」はある者を特定の者に預けること、「配流」は流罪に処することと区別して用いられている。

(9) この騒動の顛末に関しては、福田千鶴「寛文・延宝期の御家騒動」（『幕藩制的秩序と御家騒動』校倉書房、一九九九年）、内野豊大「越後騒動」（福田千鶴編『新選御家騒動』上、新人物往来社、二〇〇七年）を参照。筆者は家臣団の構成的展開を追跡する作業からこの騒動に言及したことがある（拙稿「越後騒動に関する一考察—幕藩権力構造分析の視点から—」大石学編『近世国家の権力構造』岩田書院、二〇〇三年）。

(10) 「延宝七年永見大蔵御預之控」（山口県文書館所蔵）。

(11) 島田淡路が元禄一〇年（二六九七）に死去したさい、幕府から検死役人が到着している（「島田淡路御預一件」山口県文書館所蔵）。預け人が死去したさい、検死役人が派遣されることは『徳川実紀』にも多数記載されており、中里直美「八戸藩における御預人騒動の顛末」（『八戸地

- 域史』第二九号、一九九六年）や永嶺信孝「奥羽松前巡見使八戸領通行について」（『八戸地域史』第二三号、一九九三年）においても触れられている。
- (12) 「天和元年小栗大六御預」（『吉備群書集成』吉備群書集成刊行会、一九三二年、七二〜八三頁）。
- (13) 「一〇月二三日」前掲注10参照。
- (14) 『寛政重修諸家譜』（第一二一、三三五〜三三六頁）参照。「一〇月二三日」前掲注10参照。
- (15) 『寛政重修諸家譜』（第五、二〇七頁）。また、『徳川実紀』（第五篇、七二頁）には、「私の威福をはり。卿を蔑如することにより。斬にも処せらるべしといへど。卿の強てはるゝにより。罪一等を減じて。淡路守時郷并に長子孫助某は松平大膳大夫綱広にあずけられ。」とある。
- (16) 山口県文書館所蔵の毛利家文庫に「島田淡路御預一件」（三四点）がある（『毛利家文庫目録』第五分冊、二幕府、三六）。
- (17) 「一〇月二四日」（前掲注10参照）。
- (18) 「天和元年小栗大六御預」（前掲注12参照）。
- (19) 「天和元年小栗大六御預」（前掲注12参照）。
- (20) 「天和元年小栗大六御預」（前掲注12参照）。